

昭 和 3 7 年 5 月 1 4 日

長 崎 県 警 察 本 部 訓 令 第 33 号

最 終 改 正 令 和 6 年 3 月 8 日

警察官の任用に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号）及び競争試験及び選考の実施の委任に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第11号。以下「委任規則」という。）に基づき、警察官の任用について必要な事項を定めるものとする。

(採用)

第 2 条 警察官は、警察官採用試験の合格者のうちから巡査の階級で採用するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、選考によりその者の経歴に相当する階級で採用することができる。

- (1) 削除
- (2) 現に警察庁若しくは他の都道府県警察の警察官又は皇宮護衛官である者を警察官に採用するとき。
- (3) かつて警察官又は皇宮護衛官であった者を警察官に採用するとき。
- (4) 現に国又は地方公共団体に勤務する警察官以外の職員のうち、警察官としての適性があり、職務遂行に必要な特殊技能を有すると認められる者を警察官に採用するとき。
- (5) 選考により採用することができる職（昭和49年人事委員会告示第2号に規定する職）に該当する者を警察官に採用するとき。

(昇任)

第 3 条 警部以下の階級への昇任は、委任規則第2条各号に掲げる競争試験（以下「昇任試験」という。）及び委任規則第4条第2号に掲げる昇任の選考の結果作成する昇任候補者名簿（様式第1号）に基づき行う。

(昇任の特例)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する警察官は、前条の規定にかかわらず、選考によりそれぞれ直近上位の階級に昇任させることができる。ただし、第1号に該当した場合には、その者を2階級上位の階級に昇任させることができる。

- (1) 生命をとして職務を遂行し、そのため死亡し、又は心身に著しい障害の状態になった場合
- (2) 在職中に負傷若しくは疾病により死亡し、又は心身に著しい障害の状態になった場合で、警察本部長が特に必要と認めるとき。
- (3) 20年以上勤務して退職する者で、在職中の勤務成績が著しく優秀であると認められる場合
- (4) 警察功労章又は警察功績章を授与された場合

2 前項の場合において、死亡した者の昇任は、その生前の日に遡って行うものとする。

3 第1項の場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項本文の規定により他の階級への降任が行われた者の昇任は、当該降任前の階

級を基準として行うものとする。

（昇任管理委員会）

第5条 警察官の昇任試験、選考及び選抜を行うため、警察本部（以下「本部」という。）に長崎県警察昇任管理委員会（以下「本部委員会」という。）を、各部に部昇任管理委員会（以下「部委員会」という。）を、長崎県警察の組織に関する規則（平成14年長崎県公安委員会規則第4号）で定める課、所、隊、警察学校及び警察署（以下「所属」という。）に所属昇任管理委員会（以下「所属委員会」という。）をそれぞれ置く。

2 本部委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は警察本部長を、委員は本部の部長及び首席監察官並びに警視の階級の者の中から委員長が命ずる者をもって充てる。

3 部委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は主管部長を、委員は主管部門の所属長及び委員長が命ずる者をもって充てる。

4 所属委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は所属長を、委員は委員長が命ずる者をもって充てる。

5 本部委員会委員長は、本部委員会に本部警務課に勤務する警察官のうちから書記を若干名置き庶務に当たらせるとともに、必要に応じ、専門的技能を有する者に試験官又は補佐員として昇任試験、選考又は選抜の補佐をさせることができる。

（本部委員会の議事）

第6条 本部委員会は、委員長及び委員を合わせて過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 本部委員会の議事は、出席した委員の過半数により決定しなければならない。

（昇任管理委員会の任務）

第7条 所属委員会は、各所属における選考及び選抜昇任の資格者について、合議の上、所属推薦順位を決定し、部委員会に上申する。

2 部委員会は、所属委員会から上申のあった資格者について、合議の上、部門推薦順位を決定し、本部委員会に上申する。

3 本部委員会は、試験、選考及び選抜昇任の合格者を決定する。

4 本部委員会は、試験、選考及び選抜昇任の合格者を決定したときは、昇任候補者名簿に登載するとともに、合格者に対し合格証書（様式第2号）を交付しなければならない。

（昇任試験の実施）

第8条 昇任試験は、本部委員会委員長が必要と認めるときに実施する。

（昇任試験の種類及び区分）

第9条 昇任試験の種類は巡査部長昇任試験、警部補昇任試験及び警部昇任試験とし、区分は一般試験及び専門試験とする。

（受験資格）

第10条 昇任試験の受験資格は、別表第1のとおりとする。この場合において専門試験については、昇任試験を行う都度、年齢による受験資格を定めて各所属委員会委員長に通知するものとする。

2 昇任試験は、拳銃、逮捕術及び救急法においてそれぞれ初級以上の資格を有する

者でなければ、受験することができない。

- 3 試験実施の日前1年以内に、減給以上の懲戒処分を受けた者は、昇任試験を受験することができない。

(昇任試験の周知)

第11条 本部委員会委員長は、昇任試験を行うときは、試験実施上必要と認められる事項を各所属委員会委員長に通知するものとする。

- 2 所属委員会委員長は、前項の規定による通知を受けたときは、その所属の受験資格を有する警察官に周知させなければならない。

(受験の申出)

第12条 昇任試験を受けようとする者は、試験の告知後、所属委員会委員長にその旨を申し出なければならない。

- 2 所属委員会委員長は、前項の規定による受験申出を受けたときは、昇任試験受験希望者名簿(様式第3号)により、指定期日までに本部委員会委員長に報告しなければならない。

(昇任試験の方法)

第13条 昇任試験は、別表第2に掲げる方法により、第1次試験、第2次試験及び第3次試験に区分して行う。

- 2 第2次試験は第1次試験に合格した者について行い、第3次試験は第2次試験に合格した者について行う。

(第1次試験の免除)

第14条 昇任試験の受験資格のある者で、次の各号のいずれかに該当するものについては、該当することとなった後において実施される最初の第1次試験に限り、これを免除することができる。

- (1) 前回の第2次試験合格者で第3次試験を受験し合格しなかった者
 - (2) 管区警察学校の教養において卒業の際優等賞を授与された者
- 2 本部委員会委員長が必要と認める者については、期間を定めて第1次試験を免除することができる。

(合格者の決定)

第15条 昇任試験の合格者は、本部委員会の合議により次に定めるところにより決定する。

- (1) 第1次試験及び第2次試験は、試験の成績、任用予定者数等を勘案し、高点順に一定数を合格者とする。ただし、第2次試験の合格者は、原則として筆記試験の平均得点が60点以上で、かつ、1科目の得点が40点以上の者でなければならない。
- (2) 最終合格者は、第2次試験及び第3次試験の総合成績を基礎として決定するものとする。

(出向者に対する昇任試験の実施)

第16条 本部委員会委員長が指定する出向者に対する昇任試験は、その任命権者の委託に基づき、この訓令の定めるところにより試験を受けさせることができる。

(選考及び選抜の実施)

第17条 選考昇任は、選考及び選抜の方法に分け、それぞれ本部委員会委員長が必要

と認めるときに実施する。

（選考の資格及び方法）

第18条 別表第3に掲げる在級年数等に該当する警察官のうち、勤務成績が良好（警部選考にあっては優良）であり、かつ、昇任させようとする階級についての職務遂行能力と適性を有する者については、選考により昇任させることができる。

2 前項の選考は、経歴評定、人事評価、部門評定及び論文審査により行う。ただし、警部選考昇任の場合は面接を併せて行うものとする。

3 第1項の選考は、所属委員会からの選考・選抜昇任推薦書（様式第4号）により行うものとする。

（選抜の資格及び方法）

第19条 別表第4に掲げる在級年数等に該当する警察官のうち、勤務成績が優良であり、かつ、昇任させようとする階級についての職務遂行能力と適性を有する者については、選抜により昇任させることができる。

2 別表第1に掲げる在級年数に該当する警察官のうち、担当業務に精通して顕著な業績がある勤務成績が特に優秀な者であり、かつ、昇任させようとする階級の職務遂行能力と適性を十分に有するものについては、選抜により昇任させることができる。

3 前2項の選抜は、選抜資格考査、経歴評定、人事評価、部門評定及び面接により行うものとする。

4 第1項及び第2項の選抜は、所属委員会からの選考・選抜昇任推薦書（様式第4号）により行うものとする。

第6章 雑 則

（雑則）

第20条 昇任試験及び選考昇任を実施するため必要な細目事項は、本部委員会委員長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和37年5月1日から適用する。

2 警察官任用規定（昭和30年長崎県警察本部訓令第38号）及び警察官の昇任試験並びに採用、昇任の選考に関する規程（昭和30年長崎県警察本部訓令第42号）は廃止する。

附 則（昭和39年長崎県警察本部訓令第19号）

この訓令は、昭和39年4月13日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和39年長崎県警察本部訓令第36条）

この訓令は、昭和39年7月17日から施行する。

附 則（昭和40年長崎県警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和40年4月13日から施行する。

附 則（昭和40年長崎県警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和40年6月24日から施行する。

附 則（昭和40年長崎県警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和40年6月24日から施行する。

附 則（昭和43年長崎県警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和43年9月1日から施行する。

附 則（昭和44年長崎県警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和44年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年長崎県警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和49年7月20日から施行する。

附 則（昭和49年長崎県警察本部訓令第20号）

この訓令は、昭和49年10月22日から施行する。

附 則（昭和50年長崎県警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和50年7月8日から施行する。

附 則（昭和51年長崎県警察本部訓令第8号）抄

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年長崎県警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和51年4月1日から施行し、改正後の第3条及び第8条に関する部分は、昭和51年1月8日から適用する。

附 則（昭和51年長崎県警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和58年長崎県警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和58年1月6日から施行し、昭和58年1月1日から適用する。

附 則（昭和60年長崎県警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和60年7月15日から施行する。ただし、改正後の第12条中、昇任試験内申書に関する部分は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（平成元年長崎県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成2年7月17日から施行する。

附 則（平成4年長崎県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年長崎県警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年長崎県警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成7年9月22日から施行する。

附 則（平成8年長崎県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年長崎県警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成9年3月13日から施行する。

附 則（平成15年長崎県警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成18年長崎県警察本部訓令第35号）

この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成26年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年6月2日から施行する。

附 則（平成30年長崎県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（令和6年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和6年3月22日から施行する。